(仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業 プロポーザル実施要項

令和4年8月 玉川村

目 次

第1	プロポーザル実施要項の定義	1
第2	事業概要	2
1.	事業目的	2
2.	事業名	2
3.	発注者	2
4.	事業位置	2
5.	対象業務	2
6.	事業方式	2
7.	契約の形態	3
8.	履行期間	3
9.	事業者の収入及び使用料	3
10.		4
11.	. その他の留意事項	4
第3	日間東世老の草焦なが窓中に関すて東西	-
	民間事業者の募集及び選定に関する事項 民間事業者の募集及び選定	
1.	選定のスケジュール	
2. 3.		
	参加要件	
4.	参加于 祝寺	č
第 4	民間事業者の選定方法等	13
1.	審査委員会の設置	13
2.	審査方法	13
3.	評価視点	13
4.	選考結果の通知・公表	13
第5	契約に関する事項	14
1.	基本協定の締結等	14
2.	設計・施工・工事監理の契約の締結	14
3.	リスク分担	14
4.	委託の制限等	14
第6	運営にあたっての留意事項	15
1.	管理運営の実績等について	15
2.	村との定例会議について	15
3.	関係法令の遵守	15

	4.	引継業務	15
	5.	情報公開に関して特に留意すべき事項	15
	6.	個人情報保護に関して特に留意すべき事項	15
	7.	村内雇用及び村内への発注等への配慮	16
	8.	施設において発生した事項への対応に関して特に留意すべき事項	16
	9.	課税に関する留意事項	16
	10.	事業の継続が困難となった場合の措置	16
	11.	感染症拡大防止について	17
第	7	問合せ先	17

第1 プロポーザル実施要項の定義

(仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)は、(仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業(以下「本事業」という。)において、参加者の条件を定めたものである。

実施要項に併せて公表する以下の資料を含めて「公募要項等」と定義し、 公募要項等全体で選定条件を規定する。

- ・ (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業要求水準書
- ・ (以下「要求水準書」という。)
- (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業審査基準
- (以下「審査基準」という。)
- (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業様式集
- (以下「様式集」という。)
- ・ (仮称) 複合型水辺施設の整備・運営事業基本協定書
- (以下「基本協定書」という。)
- ・ (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業設計に関する契約書
- ・ (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業施工に関する契約書
- ・ (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業工事監理に関する契約書(本項、前項及び前々項を個別に又は総称して、以下「設計・施工・工事 監理業務の契約書」という。)
- ・ (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業維持管理・運営に関する基本協定書(以下「維持管理・運営の基本協定書」という。)
- ・ (仮称) 複合型水辺施設の整備・運営事業維持管理・運営に関する年 度協定書(以下「維持管理・運営の年度協定書」という。)

第2 事業概要

1. 事業目的

玉川村では、本村に立ち寄る機会を増やし、滞在時間を延ばせる空間づくりによって、交流人口・関係人口の拡大と自然・歴史・交流を基本にした村内の周遊性を高めることを目的に、「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画(令和2年3月13日国土交通省登録)」を推進している。

本事業は、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画における(仮称)複合型水辺施設として改修予定である旧乙字亭(以下「本施設」という。)について、官民連携方策により、既存施設の改修及び管理運営を一体的に実施することを目的とするものである。

2. 事業名

(仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業

3. 発注者

福島県玉川村

4. 事業位置

(仮称) 複合型水辺施設 福島県石川郡玉川村大字竜崎字滝山 12-23

5. 対象業務

本事業は、本施設の設計及び施工を行った後、維持管理・運営を行うものである。村が本事業を実施する者として選定し、基本協定を締結する参加者(以下「事業者」という。)が実施する業務の範囲は、次のとおりである(以下「個別業務」という。)。

- · 統括管理業務(資金調達含む)
- 設計業務
- 施工業務
- · 工事監理業務
- · 維持管理·運営業務

6. 事業方式

本事業においては、スケジュールやコストなど事業の効率性を高めるとともに、民間事業者の経験やノウハウを活用し、本施設のポテンシャルを十分に発揮した施設整備及び管理運営を目指すため、本施設の設計・施工・工事監理業務及び維持管理・運営業務を一体的に実施することとする。

具体的な事業方式については、村が所有する本施設において、民間事業者

が資金調達を含めて設計業務、施工業務及び工事監理業務により本施設の 改修を行った後、本施設の維持管理・運営業務までを行う DBFO (Design-Build-Finance-Operate) 方式により実施する。

7. 契約の形態

村と事業者は、基本協定を締結する。村は、基本協定書に基づき、事業者のうち設計業務、施工業務及び工事監理業務を行う各単独企業又は共同企業体の代表企業と、本事業に係る設計、施工及び工事監理の契約をそれぞれ締結する。また、村は、基本協定書に基づき、事業者のうち代表企業及び維持管理・運営業務を行う者と維持管理・運営業務の基本協定を締結する。

本施設の維持管理・運営は指定管理者制度を予定している。村は、玉川村 観光施設の設置及び管理に関する条例の改正後、維持管理・運営業務を担う 者を「玉川村指定管理者選定審査委員会」において審査する。当該委員会に おいての審査を経たのちに、玉川村議会の議決を得た上で指定管理者とし て指定する。

本事業に係る資金調達は、事業者が実施し、村は、「8.履行期間」に示す維持管理・運営期間内に分割して業務委託対価等を支払うこととする。

8. 履行期間

本事業の施設整備及び維持管理・運営期間は、次の通りに予定している。

(1) 施設整備期間

令和5年4月から令和5年度内

(2) 維持管理・運営期間

契約締結日~10年間

契約締結日から 10 年後の当該年度末までを維持管理・運営期間とする。

9. 事業者の収入及び使用料

本事業における事業者の収入及び使用料は、次の通り予定している。

(1) 村が事業者に支払う業務委託対価等

ア 業務委託対価等(施設整備費相当額)

村は、設計・施工・工事監理の契約書に基づき、本事業の設計業務、施工業務及び工事監理業務の業務委託対価等(施設整備費相当額)を事業者に、本施設供用開始後の維持管理・運営期間において消費税相当額とあわせて10ヶ年に分割して支払う。支払時期は、契約締結日の年度から毎年とする。なお、支払額の一部を、契約締結日の年度内に支払う可能性がある。

イ 業務委託対価等(維持管理・運営費相当額)

村は、本施設の維持管理・運営業務に対する業務委託対価等(維持管理・ 運営費相当額)について、指定管理者と締結した維持管理・運営の基本協定 書及び村の予算の範囲内で年額を規定する各年度協定書に基づき、指定管 理料として、四半期毎に分割して支払う。なお、支払いは翌四半期分の前払 を予定している。

(2) 本施設における事業より得られる収入

事業者は、要求水準書に示した事業及び本施設を活用した自主事業に係る収入を得ることができる。

(3) 事業者が村に支払う本施設の使用料

事業者は、玉川村行政財産使用料条例に基づき、本施設の使用料を村に四半期毎に支払う。なお、支払いは翌四半期分の前払として、使用料は四半期毎に60万円程度を予定している。

10. 提案上限価格

参加者は、要求水準書等を踏まえ、業務委託対価等(施設整備費相当額) 及び業務委託対価等(維持管理・運営費相当額)を提案する。

業務委託対価等(施設整備費相当額)及び業務委託対価等(維持管理・運営費相当額)の各々の10年間の合計金額の目安は、下表に示すとおりである。

審査基準書に記載のとおり、提案事業費についても審査の対象とし、低額な事業提案を優位に評価する。

内訳	金額 (税込)	備考
業務委託対価等	約 5.0 億円	統括管理業務、設計業務、施工業務及
(施設整備費相当額)		び工事監理業務の金額、消費税、地方
		消費税及び金利等の全ての金額を含
		さ
業務委託対価等	約 0.9 億円	維持管理・運営業務に関する全ての経
(維持管理・運営費相		費(消費税及び地方消費税含む。以下
当額)		同じ) から要求水準書に示した事業及
		び自主事業の収入を除く

11. その他の留意事項

本施設を含む阿武隈川の沿川一帯において、福島河川国道事務所による 阿武隈川の河川事業が進められている。事業の実施にあたっては、村及び福 島河川国道事務所との協議、調整を行うこと。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定

村は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する民間事業者を広く募集する。民間事業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式により、施設整備提案、管理運営提案及び価格提案を求め、選定基準に基づき選定する。

2. 選定のスケジュール

本事業における募集・選定スケジュールは、以下のとおり予定している。

内容	日程
公募要項等の公表(公募開始)	令和4年8月23日(火)
質問の受付開始	令和4年8月24日(水)
現地見学会	令和4年9月8日(木)~9月9日(金)
	※受付〆切:令和4年8月31日(水)
質問の受付〆切①	令和4年9月14日(水)
質問の回答予定日①	令和4年9月21日(水)
参加申込書の提出〆切	令和4年9月30日(金)
質問の受付〆切②	令和4年10月11日(火)
質問の回答予定日②	令和4年10月18日(火)
質問の受付〆切③	令和4年11月8日(火)
質問の回答予定日③	令和4年11月15日(火)
企画提案書の提出〆切	令和4年11月25日(金)
プレゼンテーション及び	令和4年12月1日(木)~12月16日(金)
ヒアリング審査	
選定結果の通知・公表	令和4年12月19日(月)以降
基本協定締結	令和5年1月中旬
設計・施工・工事監理の契約に	令和5年4月中旬
関する仮契約締結	
議会承認、設計着手	令和5年6月中旬

3. 参加要件

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、次に示す単独企業又は共同企業体(以下「JV」という。)とする。

ア単独企業

- イ J V での参加の場合、本業務を行う者の2者以上(以下「構成員」という。)によって構成されたJ V とする。
- ウ 同一企業が「単独企業」、「JVの構成員」として本プロポーザルに参加しないこととする。

(2) 参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、JVの場合においては、参加申込書の提出までにJVを組織し、JVの設置に関する協定書(様式は、国土交通省のホームページに掲載されている設計共同体協定書に準じて任意に作成するものとする。)を参加申込書の提出時に添付するものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和2年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者とする。
- イ 本提示の日から選考日までの間、当村から玉川村指名停止等措置要領 に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法第 17 条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている 事業者又は民事再生法第 21 条に基づき再生手続き開始の申し立てが なされている事業者(開始の決定がされたものを除く)でないこと。
- エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
 - ② 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の 申立てがなされている者。
 - ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て がなされている者。
 - ④ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立て がなされている者。
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者。
 - ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条 第1項第2号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の 構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関 していないこと。

(3) 個別業務における参加資格

ア 設計業務・工事監理業務に係る要件

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 建築士法第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けてい

る者であること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を 受けているものが所属していないこと、及び、建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

- ② 参加者(JVの場合代表構成員又はその構成員)は、平成23年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げる要件を満たす建築物の実施設計業務及び工事監理業務を元請として履行した実績があること。
 - ・ 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四業務施設「第1類もしくは第2類」、類型五商業施設「第1類もしくは第2類」又は類型十二文化・交流・公益施設「第1類もしくは第2類」の何れかに該当し、延べ面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築、又は増築。
- ③ 業務の開始時点で、「本要領3 (4) 実施体制」に示す資格を有する者を設計主任技術者、設計技術担当者及び監理技術者(参加者となる企業と参加申込書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員・構成員のいずれかと前記の雇用関係にある者に限る。)として配置できること。ただし、設計主任技術者(電気)及び設計主任技術者(機械)は、再委託を認める。

イ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 建築一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 参加者(JVの場合は代表構成員)は、平成23年度以降に日本国内で完成・引き渡しが完了した、次に掲げる要件を満たす建築物の施工を元請として履行した実績があること。
 - ・ 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四業務施設「第1類もしくは第2類」、類型五商業施設「第1類もしくは第2類」又は類型十二文化・交流・公益施設「第1類もしくは第2類」の何れかに該当し、延べ面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築、又は増築。
- ③ 設計業務の開始時点で、「本要領3(4)実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人及び施工技術担当者(参加者となる企業と参加申込書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員・構成員のいずれかと前記の雇用関係にある者に限る。)として配置できること。

(4) 実施体制

技術者の配置条件(規模・専任の有無等)は建設業法の規定によることと

し、その他の技術者の配置条件は以下のとおりとする。

- ・ 統括責任者は、JVの参加者の場合、代表構成員、構成員の区別を問 わない。
- ・ 現場代理人と監理技術者の兼任は、認めない。
- ・ 各配置予定技術者等については、次のア〜カの資格又は実績を有する ものとする。また、参加者となる企業と参加申込書提出の日以前に3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする。

ア 統括責任者

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。ただし、維持 管理・運営期間については、この限りではない。

イ 設計主任技術者及び設計技術担当者

- a 設計主任技術者(建築)は、一級建築士資格、二級建築士資格又は国、 地方公共団体等が発注する工事で、延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物の 新築、増築、改築・用途変更いずれかの技術担当者として実績を有す る者。
- b 設計技術担当者(電気)は、一級建築士資格、二級建築士資格又は国、 地方公共団体等が発注する工事で、延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物の 新築、増築、改築・用途変更いずれかの技術担当者として実績を有す る者。
- c 設計技術担当者(機械)は、一級建築士資格、二級建築士資格又は国、 地方公共団体等が発注する工事で、延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物の 新築、増築、改築・用途変更いずれかの技術担当者として実績を有す る者。

ウ 現場代理人

1級建築施工管理技士資格を有すること。

工 監理技術者

- ① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習終了証を有するものであること。
- ② 一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

才 施工技術担当者

- ① 建築施工技術担当者は、1級建築施工管理技士資格を有すること。建築施工技術担当者と現場代理人の兼任は認める。
- ② 電気設備施工技術担当者は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- ③ 機械設備施工技術担当者は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。

4. 参加手続等

(1) 現地見学会の開催

参加者の希望に応じて、令和4年9月8日(木)から9月9日(金)の期間に実施する。時間は1時間程度を予定する。

現地見学会では、プロポーザルに関する質問等は受け付けない。

現地見学会への参加を希望する場合は、令和4年8月31日(水)までに、 次のメールアドレスへ、参加事業者、参加者氏名(各社2名まで)、連絡先 を連絡する。

申込アドレス: kikaku@vill. tamakawa. fukushima. jp メール件名: (仮称) 複合型水辺施設 現地見学会

(2) 質問等の受付

本実施要領及びその他の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

ア 受付期限

質問は、期間ごとに3回に分けて受け付ける。

各期間の〆切は次の通りとする。

- ・ 令和4年9月14日(水)17時まで
- ・ 令和4年10月11日(火)17時まで
- ・ 令和4年11月8日(火)17時まで

イ 提出方法

質問書【様式3】により、電子メールでのみ受け付ける。

Email: kikaku@vill. tamakawa. fukushima. jp

※件名に「(仮称) 複合型水辺施設 質問」と記載すること。

ウ 質問の回答方法

質問回答は、期間ごとに村ホームページ上で公表する。

(3) 参加申込書等の提出

ア 提出期限

令和4年9月30日(金)17時まで(郵送又は持参)

- ※郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により行い、封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。
- ※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日除く)の9時 ~17時。

イ 提出書類

それぞれ原本1部の提出とし、特に様式の指定のないものは任意書式と する。

① 参加申込書【様式1】

- ② JVの設置に関する協定書【任意様式】(JVの場合のみ)
- ③ 会社概要書(パンフレット等でも可)【様式2】
- ④ 納税証明書(申込日から3ヶ月以内に発行されたもの。「その3」又は「その3の3」を提出)
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書【様式4】
- ※用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り 込み、ページ番号を付して提出すること。

ウ 提出先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9

- 玉川村役場企画政策課 宛
- ※参加申込後、提案提出後に辞退する場合は、辞退届【任意様式】を提出 すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和4年11月25日(金)まで(郵送又は持参)

イ 提出書類

それぞれ原本1部、写し10部の提出とする。また、特に様式の指定のないものは、任意書式とする。

- ① 企画提案書(【添書 参考様式】を表紙に、任意様式でA3判10枚以内とする。)
- ② 実施体制【様式5】
- ③ 参考見積書【任意様式】
- ④ ①~③までの電子データ (CD-R) 1部
- ※用紙サイズは全てA4判とする。ただし、「①企画提案書」においては A3判10枚以内とする。提出書類一式をA4判の大きさに折り込み ページ番号を付してA4判ファイルに綴じること。
- ※CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の 電子データを格納し提出すること。

ウ 作成の留意事項

- ① 「① 企画提案書」は、本施設を利活用し、観光交流及びかわまちづくり計画の拠点施設として、観光案内機能、水面利用拠点、飲食機能等の提供を行うことを意識し、整備イメージ図面に沿った形で機能面、コスト面を総合的に検討し作成すること
- ② 「① 企画提案書」は、確実に実施できる内容とし、パース及び平面 図を用いて、次の提案項目に沿って記載すること。

a 業務全般

- ・ 本事業の位置づけの理解
- ・ 事業実施体制に関する提案
- ・ 地域振興・地域経済貢献に関する提案
- ・ 業務全般スケジュールの提案

b 設計業務

- ・ 玉川村、本施設、かわまちづくり計画の将来像に合致した平面 計画の提案
- ・ 本施設の改修にあたっての考え方の提案

c 建設業務

- ・ 品質・工程管理で配慮した施工計画の提案
- ・ アフターフォロー・維持管理体制の提案

d 維持管理·運営業務

- 本施設で実施する自主事業の提案
- ・ 維持管理・運営体制の提案
- ・ 維持管理・運営におけるコストの提案
- ③ 「① 企画提案書」は、参加者の技術情報保護の観点から著作権は、 参加者に帰属するものとし、原則として非公開とするが、玉川村情報 公開条例に基づき公開する場合もありうる。
- ④ 「② 実施体制」に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病気、事故、退職等、止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として玉川村が認める者を配置すること。
- ⑤ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて 保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を 企画提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負う ものとする。
- ⑥ 都合により企画提案書等の提出ができない場合は、辞退届【任意様式】 を提出すること。

エ 提出先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9

玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後、提案提出後に辞退する場合は、辞退届【任意様式】を提出 すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案書等の提出後、参加者から提案に係るプレゼンテーション及び ヒアリングを実施する。なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

ア 開催日時及び会場

令和4年12月1日 (木) ~12月16日 (金) ※日時及び会場については、別途通知する。

イ 時間構成

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度、計 30 分程度

ウ 留意事項

説明に機材が必要な場合は、提案者側が準備すること。

第4 民間事業者の選定方法等

1. 審査委員会の設置

民間事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、参加書類の審査や プレゼンテーションなどを行ったうえで、優先交渉権候補者及び次点者を 選定する。

2. 審査方法

参加者から提出された参加申込書等及び提案書等に対して、資格要件、要求水準への適合、参加者の実績、事業計画及び施設計画などの評価により審査する。また、審査は次の方法で行う。

優先交渉権候補者及び次点者の選定は選定委員会の合議とする。 参加者については、匿名による審査とする。

3. 評価視点

審査基準については、別紙の審査基準に記載の通りとする。

4. 選考結果の通知・公表

令和4年12月19日(月)以降に、審査の結果について、プロポーザル参加事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

第5 契約に関する事項

1. 基本協定の締結等

事業者と村は、令和5年1月中旬を目途に、基本協定を締結する。

2. 設計・施工・工事監理の契約の締結

事業者は基本協定書に基づき、村と協議のうえ、令和5年4月中旬を目途に、本事業に関する設計・施工・工事監理の仮契約を締結する。仮契約は 玉川村議会の議決がなされた日より本契約の効力を生じる。設計・施工・工 事監理の契約期間は、設計・施工・工事監理の契約の議会承認後から維持管理・運営期間が終了するまでとする。

3. リスク分担

事業者が実施する設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理・運営業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、村が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、村が責任を負うものとする。詳細については、設計・施工・工事監理の契約書及び維持管理・運営の基本協定書等に示す。

4. 委託の制限等

事業者が、本事業の全部を第三者に委託又は請け負わせることを禁止する。本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面にて村に申請し、承諾を得ることとする。その場合、事業者は、当該委託先に基本協定書、設計・施工・工事監理の契約書、維持管理・運営の基本協定書及び維持管理・運営の年度協定書等の規定を事業者の責任において遵守させることとする。

第6 運営にあたっての留意事項

1. 管理運営の実績等について

指定管理者は、村に対し事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとする。提出を要する資料や時期等については、別添仕様書に定めるものの他、必要に応じて村と指定管理者が協議の上、決定することとする。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、村は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行うことがある。

2. 村との定例会議について

指定管理者は、施設の管理運営等について、村との定例会議を定期的に開催すること。

3. 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、仕様書に記載の法令を遵守しなければならない。

4. 引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切に引継ぎを行うものとする。

5. 情報公開に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、村が設置する公の施設の管理について、村からの権限の委任を受けて代行するものであることから、公平性及び透明性が求められるものであり、玉川村情報公開条例(平成12年玉川村条例第35号)においても、自らその管理に係る情報の公開に努めるものとされている。

具体的には、指定管理者は、施設の管理に係る情報の公開について、村と 締結する協定において必要な規定を定めることとし、当該規程に基づいて 情報の公開を実施することとする。

6. 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、玉川村個人情報保護条例の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として村が明示する措置を実施するともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していたものは、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

また、違反した場合は、同条例に基づく罰則等が適用される。

これらをふまえ、指定管理者は施設の管理運営を行うにあたって、個人情報の保護に配慮した管理運営体制の整備や、従事者に対しての必要な研修の実施など適切な対応を行うようにすること。

7. 村内雇用及び村内への発注等への配慮

指定管理者が行う管理運営にあたって、特別な理由がある場合を除き、職員等の雇用についてはできるだけ村内居住者の雇用に努めるとともに、委託業務の発注や物品の調達等においても可能な限り、村内事業者への発注に努めること。

8. 施設において発生した事項への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負うこととする。

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により、村又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければならない。
- ② 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ 事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨 を村へ報告しなければならない。
- ③ 村と協議のうえ、損害賠償責任保険等に加入する必要があると認められる場合には、当該保険に加入しなければならない。

9. 課税に関する留意事項

当該施設の管理運営に伴い、指定管理者(法人の場合)は法人税、法人事業税、法人市町村民税の申告納税義務が生じます。また、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は原則課税対象となる。

なお、村が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となる。

10. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

村が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、村が指定の取消しを行った場合には、村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、村及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するも

のとし、一定期間内に協議が整わない時は、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取り消し後の対応

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがある。

11. 感染症拡大防止について

新型コロナウイルス感染症対策のため、指定管理者は村からの要請に基づき、対策を講じるものとする。

第7 問合せ先

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記のとおりとする。

担当:玉川村役場企画政策課企画調整係

所在地: 〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電話:0247-57-4628 (直通) FAX:0247-57-3952

E-Mail: kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp